



信達の歴史シリーズ

山と川的生活史

第2回 霊山と郡境

阿部 俊夫 (あべ としお)

福島県史学会
役員



福島県立自然公園の^{りょうぜん}霊山は伊達市のシンボルである。屹立する断崖絶壁を連ねた特異な山容は国の名勝に指定され、新緑・紅葉の季節には多くの登山者で賑わう。山頂からはるか東方に太平洋、西方に吾妻連峰を望む東北の秀峰としても有名である。その尾根筋（分水嶺）は現在、伊達市と相馬市との市境になっている。元禄13年（1700）に確定した伊達郡と宇多郡の郡境が市境に引き継がれているからである。では、どのような経緯で郡境となったのか。明治16年（1883）『霊山奥山入会事歴』と添付の図1～4（県庁文書 F2207、福島県歴史資料館）を典拠に郡境確定までの経緯を述べてみる。

往還開鑿と本玉野村

霊山「奥山」は尾根筋を越えて東側に広がる未墾の山野であった。慶長3年（1598）豊臣政権下、上杉景勝は会津若松城主120万石となり、伊達郡は上杉氏の支配領域となった。家臣横田大学は山中に往還を開鑿し、相馬の海岸から魚介類・塩を郡内に搬入した。途中には、往来する人馬休息のため本玉野村を開いた。伊達郡から13人、宇多郡から1人が移住し、14人は本玉野村の草分百姓となった。図1の周回する墨筋内、国司館・霊山・副霊山の東側が「奥山」である。往還は山麓の伊

達郡石田・大石村から本玉野村を經由して宇多郡山上村を結び、中村に延びている。図中には「伊達郡宇多郡境界不分 天然入会」とある。この段階では郡境は曖昧であり、両郡の農民は深淵な「奥山」全域を鳥獣狩猟や薪炭材伐採など、生活資源供給の山野として共有していた。

新玉野村への移住

関ヶ原合戦後、慶長6年（1601）、西軍に与し



図1 慶長3年の本玉野



図2 慶長9年の新玉野



図3 承応3年の裁定

た景勝は所領の大半を没収され、米沢藩30万石（信達両郡、出羽国置賜郡）の城主に就いた。同9年福島郡代平林蔵人は往来困難な本玉野村を迂回する新たな往還を開鑿し、本玉野村は廃村となった。草分百姓14人は新玉野村に移り、伊達郡・宇多郡からも多数の農民が新規移住した。これにより、両郡出自の農民が渾然と雑居する新玉野村は成立した。図2は本玉野村縦断の往還を「古道」、迂回する往還を「新道」としている。「米沢領相馬領境界未定 入会」とあり、「米沢領」伊達郡・「相馬領」宇多郡・「仙台領」伊具郡に囲まれた「奥山」の状況に変化はなかったが、本玉野村の廃村と草分百姓の移住は郡境確定の起点となった。「相馬領」寄りの本玉野村が無人となったからである。

藩境塚の構築

寛永8年（1631）、中村藩と仙台藩の藩境塚が伊具郡に接する「奥山」縁辺に築かれた。玉野（新玉野）村に居住する伊達郡出自の農民は異議を唱えたが、中村藩縁故の米沢藩士古河善兵衛が農民を説得して、両藩の藩境塚は構築されることになった。

正保国絵図と幕府裁定

正保元年（1644）、幕府は全国大名に国絵図の調進を命じ、「奥山」の帰属を巡る米沢・中村両藩の争論が起こった。玉野村には両郡出自の農民が雑居しており、両藩と農民は互いに「奥山」の帰属を主張したからである。結局、「奥山」は米沢藩の国絵図には伊達郡の、中村藩の国絵図には宇多郡の山野として描かれることになった。10年後の承応3年（1654）、幕府は裁定を下した。入会関係は従来通りであったが、「奥山」の帰属は次のようになった。①「奥山」東半：伊達郡出自の農民は寛永8年の藩境塚構築を容認しており、「トヤガハナ・ニツ塚ヨリ東ハ菖蒲ガ沢ヲ限相馬ノ山」とする。②「奥山」西半：玉野村には両郡出自の農民が雑居しており、「トヤガハナ・ニツ塚ヨリ西霊山ノ峰」まで「米沢領トモ相馬領共」区別できない。図3は「トヤカハナ」「ニツ塚」と「中倉」を墨筋で結んで「奥山」を東西に分割している。「奥山」縁辺の黒丸が中村・仙台両藩の藩境塚である。無人となった東半に「地ハ相馬領 山如前々入会」、農民雑居の西半には「米沢領トモ相馬領共難分 如前々入会山」とあり、幕府裁定①②が記載されている。「奥山」の帰属は

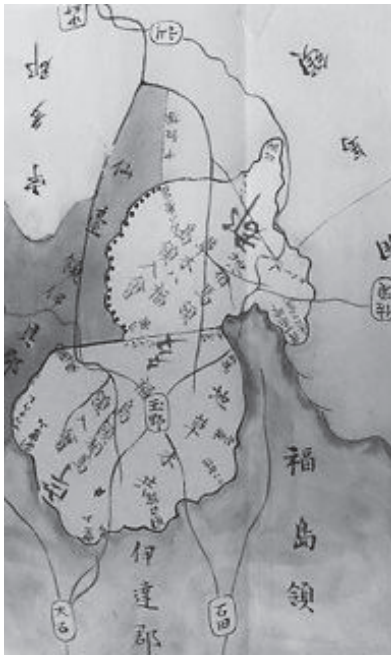


図4 元禄13年の宇多郡

東半が「地ハ相馬領」宇多郡、西半が「難分」未定となったのである。

元禄国絵図と郡境確定

元禄10年（1697）幕府は国境・郡境の確定を目的に国絵図の改訂を命じた。この時、伊達郡は福島藩（堀田氏）の統治下にあった。同13年（1700）、幕府は「奥山」の帰属を次のように裁定した。

地面ハ入会ニテ両郡不相分ニ付相窺候処、玉野村向後宇多郡ニ相極メ、此度ハ正保年中相馬領絵図之通宇多郡ノ内江入仕立可申上候、
 「奥山」は宇多郡とし、正保国絵図と同じく中村藩が国絵図に「奥山」を描くとした。図4の図中には大きな文字で郡名が記載され、幕府裁定「玉野村向後宇多郡」を確認できる。ただし、墨筋で分断された「奥山」東半に「地ハ相馬領 草木ハ福島領入会」、西半に「地草木共福島領相馬領入会山」とある。「奥山」全域は宇多郡となり、伊達・宇多両郡の郡境は確定したが、承応3年の幕府裁定が規定する入会関係は従来通り踏襲された。

描かれた郡境

玉野村には大石・石田村、山上村など伊達・宇

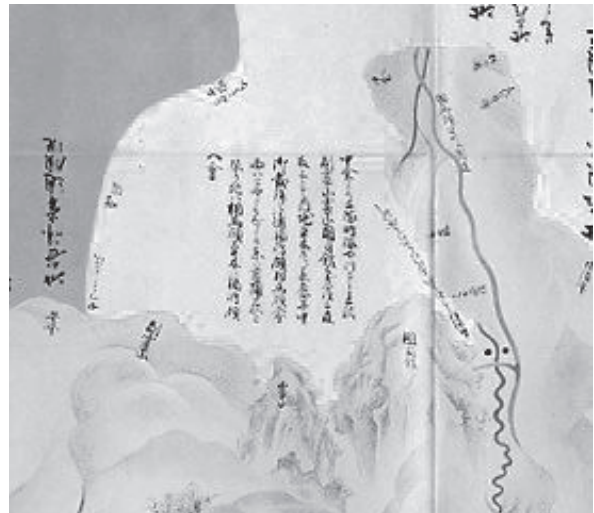


図5 霊山西側の山並み

多両郡出自の村民が雑居していた。雑居に起因する「奥山」を巡る争論は2度の幕府裁定により元禄13年に決着した。これにより、霊山の尾根筋が伊達・宇多両郡の郡境となった。図5は天保国絵図「陸奥国福島領」が描く伊達郡、霊山西側の山並みである。霊山と国司館の急峻な奇岩群が垂直に立ち上がり、極めて写実的である。中倉・とやかはな・鳴塚・やつこうれ沢・副霊山・霊山・国司館・くそ窪・三森・取上に囲まれた区域が宇多郡となった「奥山」西半である。そこには、

「中倉より二塚鳴塚やつこうれ沢副霊山霊山国司館くそ窪三森取上迄之内地草木共ニ承応年中御裁許之通福島領相馬領入会、西ハとやかはなより東ハ菖蒲か沢を限り地ハ相馬領草木ハ福島領入会」

とあり、承応3年の幕府裁定が記載されている。中倉より二塚・鳴塚・やつこうれ沢・副霊山・霊山・国司館・くそ窪・三森・取上まで、「奥山」西半は「地草木共」に「福島領相馬領入会」。とやかはなより菖蒲か沢まで、「奥山」東半は「地ハ相馬領草木ハ福島領入会」とする。伊達・相馬両市の市境はこのような経緯で幕府が政治的に確定した伊達・宇多両郡の郡境を継承しているのである。

（所蔵機関 図1～4：福島県歴史資料館、図5：国立公文書館）